

寄稿

我が国の経済連携（EPA）の取組と
今後の課題について

大下 政司（おおした まさし）
経済産業省 通商政策局経済連携課長

1. はじめに

我が国はこれまでに、3つの国との間において経済連携協定を署名・発効ないしは大筋合意させた。

まず最初に、シンガポールとの間で、2002年11月に、包括的な内容の「日シンガポール新時代経済連携協定」を発効させた。これが、我が国にとっては初のFTAであった。

次に、メキシコとの間で、度重なる閣僚級・次官級の厳しい交渉の末、昨年9月17日に首脳間による署名が行われ、本年4月より我が国にとって2番目となる「日メキシコ包括的経済連携協定」が発効した。当時NAFTAやメキシコEU間のFTAにより、我が国企業がビジネス上の大きなハンディキャップを負わされていたメキシコとの間で、鉱工業品分野のみならず、農産品分野についても幅広くカバーされた、まさに本格的な内容の経済連携協定が締結されたという点において我が国の通商政策上、大きな意義を有するものであった。

また、フィリピンとの間のEPA交渉も、昨年の11月末の首脳会談の際に大筋合意に至った。本協定は、東アジアにおいてシンガポールに続く我が国第2の協定であり、人の移動分野を含んでいることが大きな特徴となっている。現在、なるべく早期の署名・発効に向けて協定案文の確定のための交渉を行っているところである。

このように、他の国や地域と比較して「出遅れている」との指摘を受けてきた我が国のEPA・FTAではあるが、ようやくその取組の結果が現れてきたと言える。今後、現在交渉中のタイ、マレーシア、韓国とは、なるべく早期に合意が得られるよう引き続き鋭意交渉を進めていくとともに、本年4月より交渉開始となるアセアン全体とのEPAについても、経済大臣間で合意した2年以内の大筋合意を目指して、政府一丸となって全力で取り組んでいく必要がある。

また一方で、「ポスト・アセアン」として、今後、どの国・地域と経済連携を進めていくべきかという問題も、真剣に議論されるべきフェーズに入りつつある（詳細については後述）。

2. 各国との交渉の状況と論点

(1) タイとのEPA

タイは、アセアンの中で我が国にとって最大の輸出相手国あるいは投資相手国であり、首都バンコクはアセアンの都市の中でも我が国企業が最も多く進出しているという意味において、特別な関係を築いてきた国といっても過言ではない。しかし、そうした関係の一方で、タイには自動車や電気製品、鉄鋼製品、自動車部品等における比較的高い関税障壁が存在し、また、外資規制や事業規制など、投資上の障壁も存在している。EPAの実現により、このようなビジネス上の障壁が撤廃されることは我が国産業にとってメリットとなるものであるが、同時に経済発展を続けるタイにとっても大きなメリットとなるものと考えられる。

また、タイは、通商友好条約によって米国に投資上の特別な自由化措置を与えてきたが、現在、米国-タイFTA交渉の中で当条約に代わる新しい自由化措置が検討されている。我が国としては、我が国企業の競争力確保のためにも、米国に劣ることのないレベルのEPAを締結させることが必要となっている。

一方、タイ側は我が国の農産品市場の開放を強く要求している。昨年10月の日タイ首脳会談の際にコメについては除外することで合意が得られているが、鶏肉、砂糖、でん粉については依然強くリクエストしてきており、我が国として何らかの対応を迫られている。また、人の移動（労働者の受け入れ）に関しても、タイ料理

人、マッサージ師、スパセラピスト等の受け入れを要求してきている。さらに、日本人がタイに治療目的で渡航した際の日本の公的医療保険の適用も求めてきている。

このように、日タイEPAには様々な論点があるが、双方の利害関係が高いことはそれだけ経済関係が密接であることの現れとも言える。昨年初から続けられてきた交渉は大詰めの段階にあるが、我が国とタイが今日までに築き上げてきた特別な経済関係に見合った、レベルの高い内容の協定を締結できるよう交渉していくことが重要と考えている。

(2) マレーシアとのEPA

マレーシアとのEPA交渉においては、我が国は自動車や鉄鋼などの関税引き下げ・撤廃と、投資、サービスの自由化を要求しているが、マレーシアには自国自動車産業（国民車）保護とマレー系資本優遇政策（「ブミプトラ政策」）という自由化の障害があることなどから、交渉は難航している。フィリピン、タイとの交渉と同様、相手国に国内産業がある場合、関税の引き下げや自由化には困難を伴う場合が多いが、①我が国からの輸出品と現地の製品は基本的には棲み分けられていて競合しないこと、②相手国の国際競争力を高めるためには保護政策より自由化策をとることが必要であること、について理解を得られるよう引き続きねばり強く交渉していくことが必要である。この点は、投資・サービスの自由化についても同様である。なお、我が国はマレーシアに対し、透明性、安定性の確保に加え、製造業関連サービス等（卸売業、メンテナンスサービス等）の自由化を要求している。

マレーシアは、フィリピンと同様、AFTAを

除くと日本とのEPAが初めてのEPAであるという意味で、そもそもEPAとはどういうものかというところから議論をしなければならないところがある。また、農産物の輸出や人の移動の分野において大きなメリットを感じていないマレーシア側に、このEPAのメリットについて理解してもらうことも重要なポイントとなっている。

このような点において、マレーシアとの交渉は時間がかかると思われるが、マレーシア側も漸進的な自由化が必要であるという点についてはコンセンサスが得られており、交渉を通じて何とかお互いが合意できる着地点を探っていくことができるのではないかと期待している。

(3) アセアン全体とのEPA

まさに本誌が発刊される頃、アセアン全体とのEPA交渉会合が東京で開催されている予定である(4月13~15日)。アセアンとの取組においては、しばしば中アセアンFTAの取組と比較されることがあるが、中アセアンFTAは2003年10月より野菜、果物、昨年1月より農産物全体の関税引き下げを開始し(いわゆるアーリーハーベスト)、昨年11月にはビエンチャンで開催されたアセアンと中国との首脳会談においてモノの貿易に関わるFTAに署名され、本年7月1日よりアーリーハーベスト以外の品目についても関税の引き下げが開始されることになっている。

そのような状況の中、我が国もようやくアセアン全体とのEPA交渉入りを果たしたのであるが、本交渉の中の最大のポイントは、①アセアンにおける我が国企業の展開と国際分業の進展という実態を踏まえた累積原産地規則(いわゆる「日アセアン原産」)の策定、②中アセアンFTAがモノに特化(現在、投資・サービスにつ

いて別途交渉中)しているのに対し、知的財産権の保護等のルールを含めた包括的な協定の実現、③現在交渉中の国以外の国(CLMV+ブルネイ)との交渉を一括して推進すること、の3点である。なお、インドネシアとは、別途、二国間の交渉を行うかどうかについての検討を行っており、4月には結論が得られる予定である。

アセアンは、FTAをテコに将来の発展を図ろうとしており、我が国、中国の他に、韓国、インド、豪州、NZとも同時並行的に交渉を進めている。さながら「アジアの十字路」になろうとする戦略のようにも見える。こうした中で、我が国とアセアンが有意義なEPAを締結することは、アジアの活力・成長力を取り込んで我が国が発展していく基盤を作ると同時に、アセアンの国々にとっても、我が国との貿易・投資関係をより深め、世界の製造業の集積地となる上で大きな契機となるものと思われる。

(4) 韓国とのEPA

我が国に最も近接する先進国同士のEPAとして、協定内容のレベルの高いEPAを早期に実現すべき韓国とのEPA交渉であるが、昨年11月の第5回交渉以降、今日に至るまで交渉会合は実施されておらず、また、次の予定も立っていないという意味で膠着状態にある。当初、先進国間のEPAとして、高度な内容のEPAを目指すべきとの点については認識が共有されていた。これを踏まえ、韓国側は厳しい国内調整を行い、極めて自由化レベルの高いオファーを用意したのに対して、我が国のそのレベルは十分でないというのが、韓国側が頑なとも言える対応を行っている原因とされている。

そもそも我が国と韓国の貿易を見ると、韓国の対日輸入は対日輸出の約2倍と大幅な対日赤

字であるのに対し、韓国の対世界貿易は大幅な黒字を計上している、というのが、韓国の貿易構造となっている。この結果、韓国の製造業から見ると、日本とのEPAは大きなチャレンジであると同時にチャンスともなっている。韓国の産業界も、日本とのEPAを支持し、期待しているところである。

こうした中で、隣り合う先進国である我が国と韓国が、現在の膠着状態を脱し、さまざまな困難をお互いに克服し、アジアの模範となるようなEPAを締結することができるかどうか、両首脳が目標として合意している2005年内の合意に向け、関係者の一層の努力が求められているといえよう。

3. 我が国のEPAの取組における 今後の課題

これまで我が国のEPA交渉の現状と論点について概観してきたが、我が国のEPAの取組における今後の課題について最後に言及したい。EPA・FTAの取組は、WTOラウンド交渉の機動性が疑問視される中、今や全世界的規模にその取組は拡大しており、WTOに通報された地域貿易協定の数だけでも162件に上る(2005年1月現在)。

我が国は引き続き東アジアとのEPAに積極的に取り組む必要があるが、その際、中国との関係をどうしていくかは避けて通れない課題である。昨年の日・中・韓の首脳会談において、投資協定の協議開始とFTAに関する民間レベルの研究の継続が合意されたが、中国における投資ルールの整備が優先の課題であり、その上でFTAについても検討していくというのが、我が

国の基本的なポジションである。

また、「ポスト・アセアン」「ポスト・東アジア」のEPAについての検討も開始すべき段階に入ってきた。昨年12月に開催された経済連携促進関係閣僚会議において「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」が決定されたが、その中で、我が国が今後EPA交渉を開始すべき国・地域を選定する基準についても規定された。御案内のとおり、我が国は、既にチリとの共同研究会を開始し、インドとも共同研究会の設置に合意している。また、スイスや豪州といった国からも、我が国とのEPA交渉に向けた強い要望が寄せられている。

このようなEPAの将来展望を考えるためには、我が国の対外経済政策をどうしていくかといった課題に答えていく必要がある。これまでも、農政改革、労働市場改革(外国人労働者受け入れ)等の、国内構造改革や様々な規制改革についての取組が行われているが、これを加速化していくことが必要となっている。また、豪州などの資源大国との間では、我が国への資源の安定供給の確保という「資源外交」の側面からもEPAの有用性について検討していく必要がある。豪州やスイスといった先進国間とのEPAへの取組は、単なる関税交渉や投資・サービスといった従来のEPA交渉の枠組みを超えて、様々な制度の統合などといった新しい側面も現れるだろう。時間的制約と限られた外交資源の中、我が国の対外経済政策の将来像をどのように描き、その手段としてのEPAをどの国・地域と優先的に取り組んでいくか、国民的議論を一層深めていく必要があるのではないだろうか。

JF
TC